

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報告番号：報告監6の第5号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 行政財産の目的外使用許可等に関する事務

所管所属：生野区役所

通知日：令和7年6月5日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 目的外使用許可の手続については是正及び改善を求めたもの (1) 意思決定過程について ・ 生野区役所において、決裁に許可理由が記載されておらず、いずれの審査基準に該当するのかなど、使用許可の判断基準が不明確であるものが確認された。 ・ 生野区役所において、決裁に使用料減額（免除）理由若しくは保証金免除理由、又はその両方が記載されておらず、使用料減額（免除）や保証金免除の判断過程が不明確であるものが確認された。 (2) 遵守すべき手続上のルールについて ・ 生野区役所において、契約管財局との協議（合議決裁）を行わずに、原則1年以内である使用許可期間を延長していた。 ・ 生野区役所において、契約管財局が定める基本的なルールが浸透しておらず、次のとおり適正に事務処理が行われていない事実が散見された。 ・ 保証金引継ぎに当たり、標準様式の申請書を使用していなかったことで、書面による相手方の意思確認ができていないもの（生野区役所） ・ 使用料金額は正しく算定されているものの、許可書上の消費税等の記載（税込み・税抜き表示）に誤りがあるもの（生野区役所） ・ 貸付・借受システムへの入力内容に誤りがあるもの（生野区役所） 【指摘事項1】 1. 生野区役所は、契約管財局が定めたルールに基づき適正に事務を実施できるよう、起案文のひな形、許可書等の標準様式に基づき事務処理を行われたい。 また、下記4のような契約管財局の支援の下、適正な事務処理が行われているかを所属内でチェックできる有効な仕組みを構築されたい。 2. 生野区役所は、期間延長している当該事案について引き続き許可を行う場合には、「財産規則第9条等による協議について（通知）」に基づき、契約管財局と協議（合議決裁）の上、新規の許可として行われたい。 （参考） 4. 契約管財局は、制度所管所属として上記の現状を踏まえ、手続の基本事項について、財産管理主任等を通じて周知徹底や研修を実施する等により、各所属が自己点検・確認を行い、適正な事務処理を実施できるよう支援されたい。	【1】 ・ 標準様式等に基づき事務処理が適切に行われているかを起案時に確認するため、チェックリストを作成し、各決裁に添付する運用を令和6年4月より開始した。 ・ 上記運用に当たって行政財産目的外使用許可、使用承認等の事務において契約管財局が示すひな型や標準様式を使用する旨を所属内で周知を行った。 【2】 ・ 本案件については監査での指摘を受け、他区の状況を確認し所属内で改めて検討を行った結果、令和7年度以降の使用許可期間については、期間延長を行わず原則どおり1年以内とすることとし、令和7年3月13日付けで決裁の上、使用を許可した。	措置済	令和7年3月13日

3	2 保証金の取扱いについては是正及び改善を求めたもの ・ 生野区役所において、継続許可案件について使用料の増額変更等により保証金額が変更となったものの、既に受領していた従前保証金を繰越処理するのみで、差額分を追加徴収していなかった。また、許可書には変更後の保証金額を記載していたため、許可書上の金額と実際に本市が管理する金額とが異なっていた。 ・ 生野区役所においては下記事例ア、イの事務処理を、それぞれ契約管財局に相談・確認せずに行っていた。 <事例> ア 生野区役所において、許可決裁時には使用料が全額前納されることが確定していないという理由から、許可書上は保証金を徴収するとしていながら、使用開始までに全額納付を確認したことにより、変更許可書を作成することなく、運用として保証金を免除していた。 また、同様の理由から、標準様式である許可書に独自にただし書きを追記することにより、保証金の取扱い（徴収又は免除）を確定させないままに許可を行っていた。 イ 生野区役所において、複数年度の使用料に相当する額を当年度に徴収することが会計処理上難しいという認識により、複数年度の許可事案について、許可期間全体の使用料を前納させず、各年度の使用料のみを前納させることをもって保証金を免除していた。 【指摘事項3】 1. 生野区役所は、ルールの運用について不明な点がある場合には、管財事務にかかる相談対応実施要領を活用するなど、契約管財局あて適切に相談・確認を行うよう所属内に周知するとともに、同様の事務処理誤りが生じないよう相談結果等についても組織共有されたい。 2. 生野区役所は、使用料の増額変更等に伴い保証金額が変更となっているものの、差額分を追加徴収していない事案について、適正な保証金額を徴収されたい。	【1】 ・ 「管財事務にかかる相談対応実施要領」の活用のほか、業務遂行上不明点がある場合は契約管財局に適切に相談や確認を行うことなどについて、令和6年3月6日に所属内で周知を行った。 【2】 ・ 差額分を追加徴収していない事案（2件）について、令和6年3月14日に収入を完了した。	措置済	令和6年3月14日
---	--	--	-----	-----------

4	3 現地管理について改善を求めたもの ・ 生野区役所においては、許可条件と使用状況が一致しているかの履行確認に関して、目視により行っているとの説明であったが、特に庁舎内にある許可物件については日頃から目の当たりにするという実状もあり、その記録までは残しておらず、実施状況や結果について組織共有されているかを確認できなかった。 [指摘事項 4] 1. 生野区役所は、行政財産の目的外使用許可を行うに当たり、下記2のような契約管財局の支援の下、庁舎内の許可物件のように日常管理を十分に行えるものか、物件の管理状況を勘案の上、必要に応じて履行確認の記録を残すなど、その取扱いを整理し、適切に現地管理を実施されたい。 (参考) 2. 契約管財局は、制度所管所属として、各所属において適切に現地管理が行われるよう、普通財産だけでなく目的外使用許可物件についても必要に応じて履行確認の記録を残すよう注意喚起を行うなど、有効な支援を実施されたい。	【1】 ・ 許可事案について、区役所敷地内に存するものなど十分に日常管理できるものとそうでないものに分類の上、必要に応じて記録を残すなどの運用とした。	措置済	令和6年3月6日
---	---	--	-----	----------